

ガイドラインからの補足

生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

○適切な指導

顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があることや、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高めてしまうことを正しく理解し、指導に当たる。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、活動を続けていけるよう留意する。

さらに、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を身に付ける。

体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。顧問は、勝利至上主義に偏るあまり、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮する。

○活動時間

運動部顧問は、スポーツにおける中央競技団体等の示す運動部活動における指導の手引き等を参考にして、1日2時間程度の合理的でかつ効率的・効果的な練習が行えるよう努める。

平日の練習時間は2時間程度とし、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)を含む学校の休業日は3時間程度とする。これを越えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

休養日の設定(学期中)は、平日1日以上、週末1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。

長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養をとることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

○安全な施設

施設や設備の定期的な安全点検は法律で義務付けられているが、日常的な安全の確認や点検に心がけ、部として施設や用具を大切にす意識を高め、小さな不備も見落とさない視点を養成することが大切である。

顧問として、施設・設備や用具の管理には万全を期す。万一、施設・器具に不備や顧問の指導に瑕疵があつてけがや事故が起きた場合の責任は、大変大きいものがある。事故の状況によつても、その責任の重さや内容は変わってくるが、民事上の責任、刑事上の責任、行政上の責任、そして賠償責任が問われる場合もあることをあらかじめ知っておくことが望ましい。

○生徒の安全

けが人や病人、また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくことが必要である。けが人や病人の発生から手当や管理職への報告、医療機関や保護者への連絡、記録の保存等、校内体制の整備と職員間の共通理解を図る。生命に関わる点もあるので、年度当初の早い時期に確認をするとともに、定期的にマニュアル等の見直しをすることも大切である。特にAEDを含む応急処置などの対応を正確に行えるようにすることが重要である。

通常、運動部活動は顧問が直接指導に当たるが、他の校務などで活動場所に顧問がついていられない場合もある。こうした場合の活動の在り方については、校内でルールを定め、全職員で共通理解を図りながら、他の職員との連携のもと、練習内容を工夫するなどして適切な指導を行うことが必要である。